



# あなたの“通告”で、このような暴力や抑圧から子どもたちを守ることができるのです。 知ってください！「児童虐待」の実態



## 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えることです。

首を絞める、殴る、蹴る

激しく揺さぶる

熱湯をかける、溺れさせる

タバコの火を押し付ける

逆さ吊りにする、投げ落とす など



## 怠慢又は拒否 (ネグレクト)

児童の心身の正常な発達を妨げるような、著しい減食、または長時間の放置、保護者以外の同居人による児童に対する身体的虐待、性的虐待または心理的虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることです。

乳幼児を家に残したまま長時間外出する

乳幼児を車中に放置したままにする

適切な食事を与えない

衣服や、室内を長期間不衛生なままにする

児童が登校する意思があっても登校させない など



## 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせることです。

児童への淫行

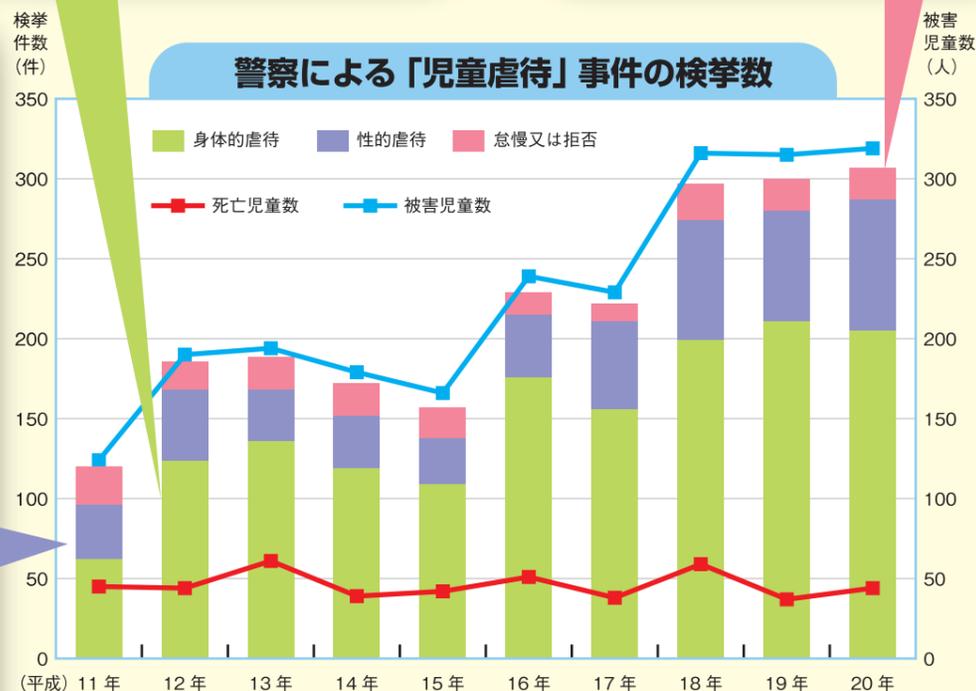
児童ポルノの被写体にする

性的行為の強要

性器や性交を見せる など



警察による「児童虐待」事件の検挙数



**検挙数は、近年200～300件で推移。  
命をおとす児童が毎年50人前後もいるのです！**

## 心理的虐待

児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことです。

言葉による脅かし

無視したり拒否的な態度を示す

児童の面前で家族などに対し暴力を繰り返す

他の兄弟姉妹との著しく差別的な扱い など

